

特記仕様書

工事名 : 令和8年度 町道22号線舗装修繕工事

工事箇所 : 小布施町大字小布施

工事内容 : 舗装修繕工 L = 106.0m A = 270m²

本工事を進めるにあたり、以下の事項を厳守してください。但し、監督員が認める場合はこの限りではありません。

1. 着工にあたり、地元区長、土地改良区等関係機関と事前協議を行うこと。
2. 地元、隣接する地権者等に対しては、誠意をもって対応し、トラブルのないように進めること。
また、現場作業に従事する全作業員にも、新規入場者教育等を通じて徹底させること。
3. 地元説明用資料（工程他）については、契約後速やかに作成し、遅くとも工事着手予定日の1週間程度前には、工事の旨を地元住民、関係者に周知すること。
4. 施工計画書、各段階における施工協議書、80%出来形図等の各種提出書類は、それぞれの提出時期において速やかに提出すること。
5. 通行制限願申請書及び道路使用許可申請書、その他申請書類は申請時期の2週間前までに提出をすること。また工程の遅れなどにより期間を延長する際にも、期限前遅くとも1週間前までに手続きを済ませること。
6. 施工段階における変更・協議事項は内容の如何に関わらず、必ず発注者と事前協議を行うこと。
受注者独自の判断により協議を行わないで工事を進め、事前協議により変更を願い出る場合は、原則として認可しないこととする。（施工の手直しを指示することもある。）
7. コスト削減への提案・取組み、環境問題への取組み（建設廃棄物の発生抑制、再生利用等減量化）に努めること。
8. 建設副産物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正処理が図られること。
また、最終引受場所、適正処理を証明する書類及び処分量について報告すること。
なお、廃棄物の運搬にあたっては飛散防止策を講じること。
9. 建設副産物発生量・再使用量の報告については、長野県の「建築副産物実態調査」の様式である「再生資源活用【促進】（計画・実施）書」により提出すること。
10. その他共通事項については、最新の土木工事現場必携、土木工事共通仕様書ほか基準図書に従って進めること。
11. 本工事に先立ち、必要に応じて既設埋設管状況確認のための試掘を実施すること。既設埋設管状況により変更事項が生じた場合は、必ず発注者と協議すること。
12. 冬期間の施工現場において、降雪があった際の除雪作業については事前に発注者側と協議を行い、住民生活へ支障をきたさないように努めること。